

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例	公 布 日	昭和33年7月21日
条例番号	昭和33年三重県条例第29号	直 近 改 正 日	平成11年3月31日
所管部局課	総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、特例法第2条第3項、第5項及び第6項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率、納期、証紙徴収の方法等についての県税の特例に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型 その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	特例法第4条の規定、日米地位協定第13条に関連する日米合同委員会合意及び地方税法第3条の規定に基づき、徴収の方法等を条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	特例法第4条の規定、日米地位協定第13条に関連する日米合同委員会合意及び地方税法第3条の規定に基づき、徴収の方法等を条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	現在のところ適用事例はないと思われるが、適用対象が現れたときのため、条例は必要である。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	特例法第4条の規定、日米地位協定第13条に関連する日米合同委員会合意及び地方税法第3条の規定に基づき、徴収の方法等を条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	特例法第4条、地方税法第3条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	現在のところ適用事例はないと思われるが、適用対象が現れたときは、条例の規定に基づき事務手続を行うこととなる。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的は、合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率等の特例に関し必要な事項を定めることである。各条で税率、徴収の方法等を規定することで、その目的を実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	特例法第4条の規定、日米地位協定第13条に関連する日米合同委員会合意及び地方税法第3条に基づき、合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の税率等の特例に関し必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、当該特例を適用することができなくなり、日米政府間の協定に反することとなる。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	特例法第4条の規定、日米地位協定第13条に関連する日米合同委員会合意及び地方税法第3条の規定に基づき、徴収の方法等を条例で定めることが必要であり、廃止すべき規定はない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	徴収の方法等、県税の特例に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	合衆国軍隊の構成員等が対象であり、県民が対象ではないが、日米政府間の協定であり、地方公共団体も当該協定に拘束される	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			